

<b>Title</b>	幼児理解と児童学の可能性
<b>Author(s)</b>	田澤, 薫
<b>Citation</b>	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.25No.3, 2016.3 :4-8
<b>URL</b>	<a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=5756">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=5756</a>
<b>Rights</b>	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

# 幼児理解と児童学の可能性

田澤 薫

キーワード：幼児理解、児童学、アクティブラーニング、保育要領

## 1. はじめに

幼稚園と保育所を中心とする今日に至る幼児教育・保育の制度が、第二次大戦後の1947年に相次いで成立した教育基本法・学校教育法・児童福祉法によって形作られたものであることは、議論の余地がない。2015年度現在、保育をめぐる制度は大きく変容しつつあるが、1947年当時は、今日の「新制度」の比でなく幼児の保育は刷新されただろう。もちろん、第二次大戦以前にも幼稚園や託児所などにおいて幼児教育・保育は活発に実践されており、東京女子高等師範学校附属幼稚園で長らく主事を務めた倉橋惣三が、月刊誌『幼児の教育』を貴重な情報媒体として活用しながら、当時の幼児教育界を牽引していたことはよく知られているし、一方で、託児所に端を発する働く母をもつ幼児の保育についても、城戸幡太郎らによる保育問題研究会が保育内容の水準をあげることに努力を重ねていたから、1947年に新設なった制度の前と後とで継承されたものは少なからず存在するに相違はない。しかしながら、実態面での継受が少なくなかったからこそ、1947年を契機として仕切り直しされたものもつ意味は重い。

その一つに、「幼児理解」というキーワードがある。本稿では、この「幼児理解」が、1947年当時にどのような問題意識で新しいものとして議論にのぼり、保育者となる者に何を期待しているのかを明らかにし、併せて、私たちの教育課程における関連科目の課題を整理したい。

## 2. 1947年時点での「幼児理解」への課題認識

1947年に幼稚園と保育所の制度が新しく示されたときに、そこでの施設運営や保育内容の指針と

なるような行政文書は皆無であった。敗戦後の混乱期に何を拠り所として日々の保育を実践すればよいのか、そうした切実なニーズに応える役割を果たしたものが、1948年に旧文部省が「試案」として、かつ対象を幼稚園のみならず保育所や家庭までも包含する形をとって刊行した「保育要領」<sup>1)</sup>である。

保育要領は、GHQの担当官、旧文部省や幼稚園の関係者、旧厚生省や児童福祉の関係者が策定に携わり、旧来の子ども理解や子どもへの関わり方に対する反省に立った、新しい子ども観を取り込もうとする姿勢を顕著として編まれている。そのなかで頻りに主張されたのが、従来の幼児理解の不適切性であった。

保育要領は「まえがき」で、次のように幾分挑発的にこれまでの大人の態度に対して疑義を申し述べる。

「昔から、わが国には子供をたいせつにする習慣があるといわれているが、よく考えてみると、ほんとうに幼い子供たちにふさわしい育て方や取り扱い方が普及していたとはいえないであろう。」

それでは、どのような点で真の子どもの姿との齟齬があったのか、その例として、「三 幼児の生活指導」の項には、「子供を盲愛して、いつまでも赤ん坊扱いをしていたこと」とある。

実は、保育要領の文言は、GHQから参加したH.ヘファナンが示した英文メモを邦訳したものがそのまま骨子となっている。そのヘファナンのメモは、日本側にとっては占領軍の押し付けであったところか、反対に日本側委員の中心人物であった倉橋惣三をして「僕が三十年前に考えていたことなんだよ」と大歓迎させたことはよく知られており<sup>2)</sup>、保育要領の策定に携わった委員たちは、旧来の日本社会では普及を見ることが難しかった先駆的な幼児理解の理論を、この機に強力に推し進めたというほうが実態にあっていいると考えられる。

保育要領に呈された旧来の社会への苦言は、まさに、大人が愛情におぼれ育ちゆく子どもの真の姿をとらえることができなくなっている状態を指す。子どもの育ちを阻むのではなく、その子ども自身の育ちを尊重する関わりを行うためには、大人の側は先入観やイメージで視力を曇らせることがあってはならない、ということが、保育要領で強調されている。この時期の幼児の保育に対する課題意識は、このように、大人の側の子どもに対する理解の不適切性を是正することに向けられていたといつてよい。

翻つて、今日の保育の専門職養成課程における方法論の教授の前提となる基礎科目として、幼児理解に関する科目が置かれていることの必然性も、この点にあるとみられる。時代が変わっても、子どもに関わりを持つとする大人が、子どもの真の姿をとらえていることは容易ではない。子どもは、どうしても大人から軽く易く見られ、子どもに関わる専門職を志す大学生でさえ子どもとの関わりを甘く簡単に考えがちである。そこで、意識的な認識の是正が大人の側に必要である。幼児理解を理論化して学修対象とする必要があるのはそのためである<sup>3)</sup>。

### 3. 今日の児童学科における「幼児理解」の模索

聖学院大学の児童学科は、幼稚園・小学校の教職課程と保育士の資格課程を備え、その学問的基盤として児童学を据えている。つまり、幼児理解を目指す研究的態度の上に、社会的に「先生」と呼ばれる専門職になって子どもたちの前に出ていく人を育成する学科である。児童学の基礎理論の学修のためには、「児童学概論」「児童文化論」「児童文学」などの独自科目が開設されている。これら科目の総体で、子ども存在そのものと、その育ちをめぐる文化や制度、生活などの全容に関する学問的なアプローチの方法とその成果とを学生たちは身に着けていくのだが、改めて幼児理解の領

域に限って検討すると、「児童学概論」での学びは教職課程の科目である「幼児指導法の研究」（免許法による科目名は「幼児理解の理論と方法」）に直結していることに気づかされる。以下に、本学科における幼児理解の学びについて、詳細を検討してみたい。

#### ①2015年度「児童学概論」より

「児童学概論」は初年時の春学期に配当される卒業必修科目で、児童学科の1年生全員が一堂に会して学ぶ形態をもつ授業である<sup>4)</sup>。説明された理論を深めて実感するために毎回、関連するテーマの絵本の読み語りを組み込んでおり、そこで体感し反芻した理解をもとに、毎時の最後10分にレスポンスシートへの記入時間がある。その折に記入したレスポンスに対しては、授業担当者が翌週までに一人ひとりにコメントを付して返却すると共に、レスポンスから窺われる理解度を踏まえて翌授業の開始時に短時間で補足的な説明を行う。これらのことから、受講生の意識としては相互の学びあいが可能となり、ごく初歩的なアクティブ・ラーニングの機会となっている。

ここでは、殊に「幼児理解」に焦点を絞って整理したい。2015年度に実施した15回授業のうちで幼児理解に関連する10回分の授業の内容は下表のとおりである。各回で読み、理論を味わう体験して用いる絵本は「参考絵本」として示してある。

「幼児理解」に関連する2015年度「児童学概論」の授業内容
(1回は別テーマ)
<b>2回「子どものイメージと理解」</b>
子どもをイメージや先入観で捉えがちであることを自覚し、イメージを超えた真の子ども理解の必要性について理解する。
参考絵本：モーリス・センダック、神宮輝夫訳『かいじゅうたちのいるところ』富山房
(3・4・5回は別テーマ)
<b>6回「子どもの目、大人の目」</b>

堀合文子氏の保育に学ぶ（無藤隆・内田伸子ほか『子ども時代を豊かに』学文社）中で幼児から捉えた保育者の姿について知る。また、児童詩（灰谷健次郎『せんせいけらいになれ』1965理論社）から、子どもが大人に寄せる期待に気づき、子どももまた大人をイメージで捉えている現実を認識することから、子どもの真の姿を知る必要性を確認する。

参考絵本：ひろのたかこ『ねぼすけスーザのおくりもの』福音館書店

#### 7回「子どもの理解、大人の理解」

『ダンプえんちょうやっつけた』（古田足日・田畑精一作、童心社、1978）に描かれている保育から、さくらの「こわい」を考える。

#### 8回「保育という視線」

「Qくんの「こわい」でいっぱい」（尾形節子『幼児の教育』日本幼稚園協会、1999.11）に描かれる幼児と保育者の姿から、保育現場での幼児と保育者の関わりについて学ぶ。マズローのヒューマン・ニーズ論に照らして幼児のストーリーを理解し、それに寄り添う保育実践を学ぶ。

参考絵本：さとうわきこ『おつかい』福音館書店

#### 9回「小学校と子ども」

小学校教育と幼児教育の違いを踏まえ、保幼小連携でいう「スムーズな移行」「接続」「節」の意味を幼児の姿に照らして考えながら、学校（幼稚園・小学校）で求められる（保育士のような）福祉マインドについて学ぶ。

参考絵本：ドロシー・マリノ、まさきりこ訳『くんちゃんのはじめてのがっこう』ペンギン社

#### 10回「乳幼児期の育ちを支える」

赤ちゃん絵本を取り上げ、『すりすりももんちゃん』（とよたかずひこ、童心社）にみる母と子の関わり、『おててがでたよ』（林明子さく 福音館書店）で確認される「目でみる」「名づける」「確認する」ことの乳幼児にとっての喜びや安心感について学ぶ。

また、「人間関係を広げて成長していったあいちゃん」（伊藤明日香『ちいさいなかま』草土文化、1998.11）の保育実践事例検討から、ケースワーク的な取り組みを通してこそ保護者に伝える方法を学ぶ。

#### 11回「観察と省察と記録のちから」

突発的なことが日常的に発生する保育・教育現場で、子どもに教えたいこと・伝えたいことを伝えるためには保育者・教育者としておれない視座を備えている必要があることを、事例検討から認識する。また、実践を自省する方法として、場面記録等の実践記録を書く有効性を学ぶ。

#### 12回「子どもの自尊」

壮絶な試し行動や赤ちゃん返りをすることで、無意識のうちに、真摯に里親との親子関係を築こうとする里親養育事例に学びながら、大人との信頼関係の中で保障される幼児期の意味を考える。また、人の発達・育ちは実年齢では測りきれないこと、発達と人間関係形成の蓄積・家庭生活経験の蓄積との関係について理解する。

参考絵本：はるのみえこ作 なかにしやすこ絵『ふうこちゃんのたんじょうび』くろしお出版

#### 13回「人間学としての児童学」

児童を通して自分を知る。事例検討を通して、私たちの目には不明が残っていることを自覚し、後から「省察」することで「何だ、そうだったのか」と思い当たることもあることを知る。また、子どもと「しあわせ」を共有できるか、子どものよき同行者・子どもの思いを汲める大人になれるかを問う。

参考絵本：①ルース・クラウスぶん、マーク・シーモントえ、きじまはじめ訳『はなをくんくん』福音館書店、②マリー・エッツ、よだじゅんいち訳『わたしとあそんで』福音館書店（14回は別テーマ）

#### 15回「児童学のうえに教育・保育をまなぶ」

子どもには思いがあることを理解しそれを汲む技能を身に付けた上で、教育・保育を学ぶ意味

を認識する。子どもの思いに気付く感性を磨くトレーニングとしての観察と、記録と省察の活用ができるようになる。

参考絵本:くすのきしげのり作、石井聖岳絵『おこだでませんように』小学館

## ②「児童学概論」から「幼児指導法の研究」へ

大人が、無自覚に備えてしまっている子どもに対する先入観やイメージに対して自覚的になり、子どもに対する自己の関わり方を客観視し自省するといった幼児理解の態度は、保育要領を通して1948年に世に問われて以降、私たちが保育専門職となる際に乗り越えねばならない関門の一つである。いうまでもなく、「幼児理解の理論と方法」の学修内容の中核に位置づくのは、上記の姿勢と共に、観察等の手法による幼児の姿の客観的理解、その記録化やディスカッション等による省察等の手法への理解であるが、先に表で示した通りこれらは全て「児童学概論」で既習の事項となっている。児童学を基盤としてその上に教職課程・資格課程を学ぶことの優位性がこうしたところで確認される。

学科の教育課程の基盤を学ぶ初年次科目である「児童学概論」が、結果的に教職課程の幼児理解の理論と方法論の初歩をも扱っている現状は、おのずと、「幼児指導法の研究」の奥を深める余地を残すものである。初年次に学修した事項の上に、多くの専門科目で児童の心理や発達について学びを広げ、そして、「保育実習」や「小学校教育実習」が配当され「幼稚園教育実習」を翌年に控えた3年次に「幼児指導法の研究」を受講する意義はどう高められるだろうか。

個々の幼児や幼児集団の、遊びや生活場面の事例を用いて受講生が協同して検討し、まず発達を確認すること、次いで個々の子どもを知ろうとすることに取り組むことで、気付きを言語化して相互に伝え合ったり、さらに文章化して記録しその省察を経て後の保育の展開を模索したりする取り

組みが可能になるだろう。こうした授業の構成が実現すれば、学外実習に臨む意欲を高め、机上の理論をこえた幼児理解の定着を可能にすると期待される。

## 4. むすびにかえて～「幼児理解」から先に行くもの

1947年から今日にいたるまで、幼児理解を踏まえた先に、幼稚園教育課程においては、保育内容の研究への直結が望まれ、またそのための努力が重ねられてきた。また、保育所保育においては、個々の子どもの背景としての家庭生活への視点を加味したうえでケースワークに重点がおかれてきた。

いうまでもなく、これらの双方の努力は、幼児が安心して育つために共に必要である。はじめに述べた通り、2015年度の子ども・子育て支援法施行をもって保育は新時代を迎えたと評されるが、幼保連携型認定こども園に象徴される新制度のもとでの保育が、この「幼児理解」から先に延びる二つの道の両方を取り込む制度として実体化されるとき、1947年度以降、当時の文部省と厚生省とGHQとが三者集って新たに「幼児理解」を新しい時代の保育の象徴として課題視したことが意味をもつものと考えられる。学生への教育を通して、その一端を担うことが保育者・教員養成校としての課題であろう。

### 注

- 1) 文部省1948『保育要領－幼児教育の手びき－昭和二十二年度（試案）』この保育要領の歴史的意味については、拙稿「1948年「保育要領」にみる「家庭の保育」－保育とは何か－」（聖学院大学論叢28巻2号2016年2月刊行予定）を参照されたい。
- 2) 山下俊郎聞き取り：日本保育学会2010『日本幼児保育史第六巻』日本図書センター、252頁
- 3) いわば幼児理解の理論化を担う児童学が大学の専門課程として存在意義をもつのは、こうした背景を備えている。この点については、拙稿「大学における「児童学」に関する一考察」（聖学院大学論叢24巻1号、2011年10月、

29-41頁)に詳しい。

- 4) この科目の学修内容が保幼小の資格・免許過程を備える児童学科の初年次教育として果たす役割については、拙稿「イメージを越えて子どもと出会う：保育者養成課程における児童学の可能性」(聖学院大学論叢27巻1号、2014年10月、35-44頁)で論じた。

(たざわ・かおる 聖学院大学人間福祉学部児童学科教授)